

人材養成に係わる教育費用補助金実施要領 ～大分県LSIクラスター人材養成補助金～

大分県LSIクラスター人材養成事業費補助金交付要綱第2条に基づき、下記のとおり定める。
なお、当要綱第4条第1号に基づき、補助対象者は大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員とする。

| | | |
|----|--|--|
| 目的 | 各会員の事業計画に沿った専門人材の社内育成を支援することで 会員企業の事業拡大を推進する。 | |
| 1 | 対象事業名 | 令和5年度人材養成補助金 |
| 2 | 事業実施期間 (受講期間) | 令和 5 年 月 日 ～ 令和 6 年 2 月 末 日 ※複数の参加者が有る場合は、上記期間内で全参加者の最も早い 開始日から最も遅い完了日までとする。 |
| 3 | 補助対象経費 (受講料)の内訳 | クラスター形成推進会議が指定する通信講座の受講料(税抜き)とする。 (会員が指定講座の追加登録を希望する場合は事務局に要相談) |
| 4 | 補助金の上限額 及び取扱い (第2条関係) | 1会員当たり 100,000円を限度に補助(税抜き実費以内) |
| 5 | 1社あたり年度内 補助限度人数 (第2条関係) | 1会員当たり 複数人数を可能とする |
| 6 | 申請期限 (第3条関係) | 補助金申請期限 令和 5年10月6日(金)必着 |
| 7 | 補助条件 (第4条第2号関係) | 当初の事業計画から変更が生じる場合は、事前に相談後、遅滞なく変更承認 申請書を提出するものとする。 本補助金の交付は、所定期間に受講を完了した者に限る。 (提出書類または試験結果の不備による未完了者は補助金対象外) 受講完了を証明するもの(修了証明書等コピー)を提出すること。 また会員ごとに受講効果について要報告とする。 |
| 8 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請順に受け付け予算額に達し次第終了とする。 ・補助対象経費の領収書・請求書等は完了報告の際に添付が必要 なので、捨てずに保管しておくこと。 ・各種キャンセル料は補助の対象としない。 |

